

入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）の制限の廃止について

平成21年より運用してきました、市内事業者を対象とした「入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）の制限」ですが、

- ・昨今の技術者不足により、大型工事で配置が必要となる監理技術者を雇用している事業者が限られてしまうこと
- ・ここ数年の傾向として、市内向けに発注する大型工事では「1者入札」や「参加者なしによる不調」が多くなっていること
- ・手持ち制限は市内事業者のみが対象となっており、市内事業者の成長を阻害する要因となっていること

などの理由により、令和7年6月1日をもって廃止とします。

【廃止する内容】

入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）の制限について

1 入札等（手持件数の対象と指定した随意契約を含む。）における同時に受注できる大型工事件数について

(1) 市内事業者

種 別	同時に受注できる大型工事件数（上限）
大型工事（予定価格2億円以上(税抜)）	1件

*発注所在区分、共同企業体又は単体企業による受注にかかわらず、1件とします。

(2) 優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を1件以上受けた市内事業者は、同時に受注できる大型工事件数を2件とします。

種 別	同時に受注できる大型工事件数（上限）
大型工事（予定価格2億円以上(税抜)）	2件（+1件）

◎優良工事認定対象期間

直近の過去3年度分

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「検査情報」

2 その他（注意事項）

(1) 発注案件が大型工事に該当するときは、入札公告等で指定します。

(2) 準市内事業者及び市外事業者については、同時に受注できる大型工事件数に制限はありません。

(3) PFI（プライベート・ファイナンス・インフラ）及びPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等、包括的長期契約事業における工期は、事業期間全体ではなく建設を担当する工事の工期を対象とします。